

第3回熊本市政治倫理審査会 会議録【抜粋】

	<p>の有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。二、しかも、個人献金に「企業所在地」を記載することは政治資金規正法の虚偽記載にあたる。三、2022年10月8日開催のパーティー収入は1,157万円で、2社が180万円を支払っており、それを引いた額は977万円、1万円会費で1,052人の支払者数は政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反するとの請求者の主張でございます。</p> <p>まず、一につきましては、先ほど申し上げましたとおり、契約事務については法令等の規定に基づき厳正に行っております。また、より適正性を担保するため契約事務調査会議を設置するなど本市独自の取組も行っているところでございまして特定の企業に対して有利な取り扱いはできない仕組みとなっております。</p> <p>二の住所につきましては、先ほども述べましたとおり、熊本県選挙管理委員会からも政治資金規正法上、収支報告書に記載する個人寄附者の住所について定義等は定められておらず、どの住所を記載しなければならないという決まりはないとの回答をいただいております、虚偽記載にはあたらないと認識をしております。</p> <p>三につきましては、パーティー券は1,057 1,157枚購入をいただいております、その収入としては収支報告書に記載のとおり1,057 1,157万円でございます。なお、収支報告書の「対価の支払いをした者の数」欄に記載をしました1,052人は、実際にパーティーに参加をした方の人数を記載したものでございます。これは、収支報告書を提出するにあたり、熊本県選挙管理委員会に確認をしたうえで記載をしたものでございます。</p> <p>私からは以上です。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、委員からの質疑を受けていただきます。質問されたことに、全てこの場で100%答える必要はありません。また、正確さを期すために後で調べて報告していただくということも可能ですので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから質問の趣旨ですけれども、ここで何か事実を明らかにするというようなことではなくて、今後の審議のための</p>